

今後の豚コレラ防疫対策について

平成 31 年 2 月 12 日現在
長野県農政部

1 発生農場での今後の対応（宮田村）

（1）施設の消毒

通路等敷地への石灰散布（9～11日）、1週間毎の畜舎の消毒

（2）堆肥舎への野生鳥獣侵入防止対策

堆肥舎入口へ防鳥ネット等の設置

（3）農場経営支援

疑似患畜殺処分等手当金申請に係る手続開始、再建相談開始

2 疫学関連農場対策

（1）監視対象農場の設定（県内の 13 農場）

発生農場と交差汚染した可能性が否定できない県内農場

同一日に同じと畜場に出荷 12 農場

肥育素豚を発生農場に出荷 1 農場

（2）13 農場での移動制限

家畜伝染病予防法第 32 条の規定により原則移動制限

（期間は最終接触（推定）日から 28 日間）

なお、期間中に監視対象農場からの豚を移動（と畜場、他農場）する場合は、「監視対象農場検査プログラム」に基づき当該豚に異常がないことを確認し移動

<プログラムの概要>

○と畜場に肥育豚を直行する場合

- ・原則 1 か月間の出荷計画の提出
- ・出荷前 1 週間程度の臨床症状確認と、出荷前日朝に出荷予定豚全頭の体温測定と臨床症状を確認し、家畜保健衛生所へ報告
- ・報告を受け、県は出荷許可を連絡

○他農場へ豚（子豚等）を移動する場合

- ・原則 1 か月間の移動計画の提出
- ・原則として県内移動、県外移動の場合受け入れ先との確実な連絡
- ・移動豚全頭について、PCR 検査及び ELISA 検査で陰性確認
- ・移動先の農場で、21 日間隔離すること

（3）13 農場での立入り又は聞き取りによる健康確認

2 月 8 日の聞き取りの段階で、異常のない旨確認

2 月 9～12 日立入検査で、確認中

家畜防疫員又は農場の管理獣医師による緊急立入による臨床症状の確認

(4) 13 農場での清浄性確認検査（本県独自の対応）

13 農場でサンプリングによる PCR（遺伝子）及び ELISA（抗体）検査を実施

(5) 13 農場からの報告徴求

家畜伝染病予防法第 52 条の規定による異状、死亡豚の増加等の報告徴求の実施（期間は最終接触（推定）日から 28 日間）

3 まん延防止対策

(1) 消毒ポイント設置 28 日間（2 月 9 日～28 日間）

発生農場から半径 3km 以内を通過する畜産関係車両の消毒を実施
設置場所：2 か所

(2) 県内養豚場における消毒強化等

13 農場：消毒強化（敷地内への消毒（消石灰））、体表面温度測定器配布、殺鼠剤配布

55 農場：消毒強化（敷地内への消毒（消石灰））、

(3) 電気牧柵の設置を支援（県単独補助：補助率 1 / 2）

4 野生いのしし対策

(1) 野生いのししの豚コレラウイルス確認調査の実施

県内全域での死亡いのししのウイルス確認調査に加え以下の調査を実施

実施区域：発生農場から半径 10km の捕獲いのしし及び死亡いのしし

実施期間：28 日間（2 月 9 日～28 日間）

捕獲いのししの確保：検体の買い取り

検査方法：PCR 検査（血液が採材できた場合は ELISA 検査）

銃狩猟の自粛：いのししの拡散を防ぐため、発生農場の半径 10km の区域内で銃や犬を利用した狩猟の自粛を要請

(2) 野生いのししの監視体制の強化

新たに監視強化区域を設定し、死亡した野生いのししの監視体制を強化

監視強化区域：上伊那・松本・木曾・南信州地域

（発生地域及び岐阜・愛知県との隣接地域）

協力要請先：長野県猟友会、中部森林管理局、鳥獣保護管理員等

強化期間：上伊那・松本地域 28 日間（2 月 9 日～28 日間）

木曾・南信州地域 当面の間